

## 庄原市民会館施設等使用料金表

## 1. 大ホール、ロビー、楽屋

	平日				土曜日・日曜日・休日等				区分・ 単位
	一般使用		営利・宣伝等での使用		一般使用		営利・宣伝等での使用		
	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	
大ホール・ロビー 9時～18時	5,020円	6,600円	10,050円	13,200円	6,070円	7,960円	12,150円	15,920円	1時間 当り
大ホール・ロビー 18時～22時	6,070円	7,960円	12,150円	15,920円	7,330円	9,630円	14,660円	19,270円	1時間 当り
舞台のみ(練習等) 9時～18時	1,570円	1,990円	3,030円	3,980円	1,880円	2,400円	3,660円	4,810円	1時間 当り
舞台のみ(練習等) 18時～22時	1,880円	2,400円	3,660円	4,810円	2,200円	2,930円	4,400円	5,860円	1時間 当り
ロビー (全部使用)	2,090円	2,720円	4,190円	5,440円	2,090円	2,720円	4,190円	5,440円	1時間 当り
ロビー (1/2使用)	1,040円	1,360円	2,090円	2,720円	1,040円	1,360円	2,090円	2,720円	1時間 当り
楽屋	100円	150円	100円	150円	100円	150円	100円	150円	1時間 当り
冷暖房 (大ホール・ロビー)	6,280円	7,330円	8,380円	9,420円	6,280円	7,330円	8,380円	9,420円	1時間 当り

## 2. その他の部屋

	一般使用			営利・宣伝等での使用			区分・ 単位
	市民	市民以外	冷暖房	市民	市民以外	冷暖房	
リハーサル室	無料	無料	無料	780円	1,040円	310円	1時間 当り

## 3. 設備備品等

## (1) 舞台関係 (1日・1回当たり)

品名	単位	使用料
照明付き音響反射板	1式	3,500円
所作台	1式	2,300円
仮設花道セット	1式	1,200円
花道用所作台	1式	600円
平台 (付帯備品含む)	1台	150円
松竹羽目	1式	350円
毛せん	1枚	250円
長布団	1枚	250円

金びょうぶ	1双	600円
演台	1式	350円
指揮台	1台	150円
譜面台	1台	150円
椅子	1脚	50円
机	1脚	100円
ござ	1枚	150円
ピアノ（スタインウェイD-274）	1台	（使用者が調律）10,000円
ピアノ（ヤマハCF）	1台	（使用者が調律）6,000円
ピアノ（ヤマハUX-5）	1台	（使用者が調律）1,000円
プログラムスタンド	1台	150円
スクリーン	1式	1,200円
つり物バトン	1本	200円
つりパネル	1枚	350円
展示用パネル	1枚	100円

(2) 音響関係（1日・1回当たり）

品名	単位	使用料
拡声装置	1式	2,300円
移動型簡易拡声装置	1台	1,150円
移動型アナログミキサー	1台	1,100円
ワイヤレスアンプセット（CD付）	1式	850円
ステージ用スピーカー	1式	2,300円
ハネ返りスピーカー	1組	1,200円
移動型スピーカー（大）	1組	1,200円
移動型スピーカー（小）	1組	800円
カセットレコードプレーヤー	1台	600円
CDプレーヤー	1台	600円
MDプレーヤー	1台	600円
SD/CDレコーダー	1台	600円
マイクロホン（スタンド付き）	1本	800円
ワイヤレスマイクロホンA	1本	1,000円
ワイヤレスマイクロホンB	1本	800円
3点つりマイク装置（マイク2本含む）	1式	3,200円

(3) 照明関係（1日・1回当たり）

品名	単位	使用料
ボーダーライト	1列	1,200円
サスペンションライトバトン	1列	2,300円
アッパーホリゾンライト	1列	1,200円
ローアホリゾンライト	1列	1,200円

ピンスポットライト	1台	3,000円
スポットライト	1台	300円
移動用スポットライト	1台	600円
エリプソイダルスポットライト	1台	300円
移動用エリプソイダルスポットライト	1台	600円
PARライト	1台	300円
ミラーボール	1式	1,200円
調光装置	1式	2,300円
カラーチェンジャー	1台	500円
持込灯体・持込器具	1 k w	100円

(4) その他 (1日・1回当たり)

品名	単位	使用料
プロジェクター回線	1式	1,000円
電気コンセント (仮設電源盤含む)	1箇所	250円

備考

- 1 1時間未満の端数処理については、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てとする。
- 2 市民とは、市内に住所を有する者又は事務所を有する法人とする。
- 3 公演前日の搬入等は、舞台のみ（練習等）の使用に含むものとする。
- 4 算定した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。
- 5 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。